



2026年3月4日

各 位

会 社 名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 丸 山 雄 平
(コード番号：6085 東証グロース)
問合せ先 管理本部 取締役 川 井 博 司
(TEL. 03-6262-1256)

再発防止策の策定に関するお知らせ

2025年12月29日付け当社プレスリリース「調査委員会の事実調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、当社内に設置された調査委員会（以下「本調査委員会」といいます。）の調査の結果、調査対象となった当社の元代表取締役社長であり現代表取締役社長（以下「現代表」といいます。）が当社に対して請求し精算を行った経費の一部について、正当な経費であったとは認められないとの認定がなされました。

当社は、本調査委員会の調査結果及びその他疑義を生じさせた調査事項並びに本調査委員会の提言等を真摯に受け止め、当該不正及び疑義を生じさせた原因が当社のガバナンス体制及び内部統制システムの脆弱性にあったことを認識するに至りました。

つきましては、当社は、当社のガバナンス体制に対して提言を行うことを目的として、当社の監査等委員である取締役を中心としたガバナンス委員会を設置した上で、下記の再発防止策に取り組むことを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1 ガバナンス委員会の設置

当社は、当社のガバナンス体制に対する提言を行うことを目的として、当社監査等委員会及び当社内部監査室のメンバーを中心としたガバナンス委員会を設置し、本調査委員会の調査結果及びその他疑義を生じさせた調査事項に対する再発防止策を検討し、ガバナンス体制の強化を図ります。ガバナンス委員会による検討の結果等については、追ってお知らせいたします。

なお、当社においては、2025年11月5日に開催された当社臨時株主総会において経営陣の大幅な変更があり、同日の取締役会において、現代表が代表取締役に選定されました。ガバナンス委員会においては、再発防止策の検討に先立ち、まず、現代表が本調査委員会の調査結果を踏まえても引き続き代表取締役の地位にあることが適切かどうかについて検討いたしました。そして、①本調査委員会の調査において、交際費・会議費として認め

る根拠が見当たらないものと認定された金額は最終的には 819,299 円であり多額とは言えないこと、②現代表からは既に当該金額が当社に対して返金されていること、③現代表からは今後は厳格に経費規程を遵守する旨の申し入れが当社取締役会に対してあったこと、④本調査委員会の調査においては交際費・会議費に関するもの以外について現代表の違法行為は認定されていないこと、⑤当社臨時株主総会において取締役 6 名中 5 名が解任され、かつ、当社と経理を含む管理業務について業務委託契約を締結していた者が当社臨時株主総会の直前に当社との業務委託契約を解除した状況においては、当社業務を円滑に遂行するためには創業者として長年に渡って当社の経営に携わってきた現代表が代表取締役を務めるのが適切であるというのが当社取締役会の判断であり、その判断には合理性があると認められること、⑥現代表から、経営陣の大幅な入れ替えに伴って生じた混乱等を納め当社事業を再建するために責任をもって取り組みたいとの申し入れが当社取締役会に対してあったことから、ガバナンス委員会は、現代表が代表取締役に選定されたことについて異議はないという結論に至っております。

2 役員のコンプライアンス意識の醸成

コンプライアンス実践につながる研修を役員等に対して実施し、役員等一人ひとりのコンプライアンスに関する意識改革を進めます。

3 当社役員による経費の精算について

取締役の当社に対する経費精算の請求に対する承認は当社監査等委員である取締役が行い、当該承認の内容について四半期ごとに当社取締役会において報告を行うものとし、経費の不正使用の未然防止を図ります。

4 建築学会に対する費用の支出について

建築学会に対する費用の支出について疑義を生じさせた原因として、支払に関連する文書の正確な記録・保管がなされていなかったこと及び現代表に費用の支出に関する決裁権限が偏っていたことが挙げられます。そのため、他の役員等による監督・牽制が十分に機能していなかったことから、同学会に対する支出に際しては、取締役会の承認を得るとともに、支払に関連する文書を正確に記録・保管するようにいたします。

5 取引先企業への内示書の提示について

取引先企業に対する内示書の提示について疑義を生じさせた原因として、当社業務執行取締役の権限に関する業務フローが確立されていなかったことが挙げられます。そのため、取締役会規程、職務権限規程及び稟議規程等の各種社内規程の見直しを行い、業務執行取締役の権限に関する業務フローを整備いたします。また、各種規程で決裁フローが定められていない業務の場合、重要性が認められる契約の締結等に際しては、当社顧問弁護

士のリーガルチェックを事前に経るなどして、リスクを事前に確認し、取締役会による十分な審議を行うこととします。

また、仮に、これらの業務フローが整備されたにも関わらず、これを無視して必要な手続を経ることなく外部の第三者に内示書等が提出された場合には、直ちに事実関係の解明に当たり、必要に応じて外部の第三者に調査を委託し、明らかになった事実関係に基づき、責任の所在を明らかにし、関係者に対して適切な処分を行います。また、そのような事象が発生した原因を特定した上で、再発防止策を立案いたします。また、手続を無視した者が当社の取締役である場合には、調査期間中における当該者の業務執行権限の停止など、適切な措置を講じます。

6 処分等について

現代表からは、本調査委員会により現代表が不正に流用したものと認定された経費額合計 819,299 円について、当社に対して弁済をすることに同意を得ており、本年 2 月に全額の弁済がなされております。

以上